

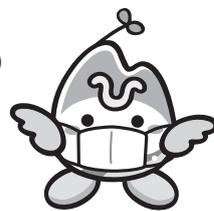
酒類卸売り事業者等を支援します!!

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内の酒類卸売り事業者等を支援するため、「酒類卸売り事業者等支援金」を支給します。

○支給額 200,000円

○支給要件 ①市内に主たる事業所または従たる事業所を有するもの
②酒類販売業免許を受けた事業者
※飲食店・旅館等に酒類を販売している事業者が対象となります。
※令和元年4月1日から令和3年9月30日までに納品していることが要件となります。

○申請書類 ①酒類卸売り事業者等支援金支給申請書兼請求書(様式第1号)
②暴力団排除に関する誓約書(様式第2号)
③酒類販売業免許(酒税法第9条第1項に規定する販売業免許の写し)
④飲食店・旅館等との取引が確認できる書類の写し
(令和元年4月1日～令和3年9月30日までの納品書の写し)
⑤いばらきアマビエちゃん「感染防止対策宣誓書」の写し
⑥市税等に滞納のない証明書
※申請書類は市ホームページからダウンロードできます。
なお、ダウンロードできない場合は郵送しますので、ご連絡ください。



○申請方法 申請書に必要事項を記入し、持参または郵送にて提出してください。

○申請期限 令和3年12月28日(火)

【申請・お問い合わせ先】常陸大宮市役所 2F多目的室 新型コロナウイルス相談窓口 ☎55-8063

ひたまる商品券等の使用期限にご注意ください

まもなく使用期限を迎えますので、お手元にある方はお早めにご利用ください。

○使用期限 令和3年12月31日(金)まで
・ひたまる商品券 ・子育て世帯生活応援商品券 ・保育従事者等応援商品券
・ひたまる旅行助成は、12月31日(金)の宿泊分まで対象となります。
※アソボ券の使用期限は令和4年1月1日(土)までとなります。
※取り扱い店舗の事業所の皆様につきましては、ひたまる商品券の換金受付は令和4年1月31日(月)まで、ひたまる旅行助成・アソボ券の換金受付は令和4年1月11日(火)までとなりますので、お早めのお手続きをお願いします。

問 新型コロナウイルス相談窓口 ☎55-8063
本庁 こども課こどもG ☎52-1111 内線138

営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金について

茨城県では、8月から9月にかけての県非常事態宣言等に伴う、飲食店・カラオケ店・大規模集客施設等への営業時間短縮要請や不要不急の外出自粛要請の影響を受けた事業者を対象に一時金を支給しています。今回の一時金では、事業規模(年間売上高)に応じて20万円～500万円までを支給する「一般枠」に加え、酒類販売事業者(製造・卸・小売)のみを対象とした、月間売上減少割合に応じて法人60万円/月、個人30万円/月を上限に支給する「酒類枠」(国の「地方創生臨時交付金協力要請推進枠」活用)が設けられました。

○受付期限 令和3年12月28日(火)まで

詳細は、茨城県ホームページをご覧ください。

問 茨城県事業者支援一時金電話相談窓口 ☎029-301-5558(9:00～17:00)